

復興まちづくり事前準備の取組事例について

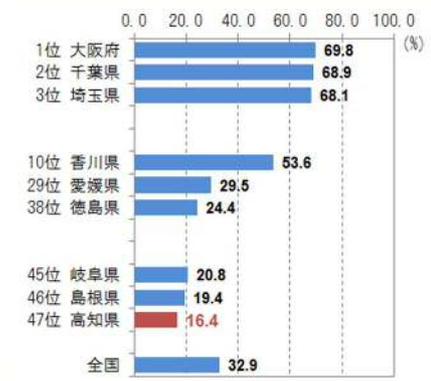
令和2年1月20日(月)
高知県 土木部 都市計画課

●高知県の都市計画区域図



沿岸部の都市計画区域は、津波浸水予測区域

■可住地面積※の割合



出典)統計でみる都道府県のすがた2018 (総務省統計局)

※可住地面積:総土地面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いた面積

※16都市計画区域
20市町 (11市 9町)
Σ A=88,573ha (約12.5%)
人口約61万人 (約80.4%)

高知県の被害想定

■現状

- 【H24高知県版】最大クラスの南海トラフ巨大地震による被害想定 ()内は、H31.3現在
 - ・全壊棟数：153,000棟 (135,000)、死者数：42,000人 (11,000)
 - ・避難者：438,000人 (368,000)
- 東日本大震災から既に8年が経過、復興の遅れ (復興事業が長期化、仮設住宅生活、資金不安、震災関連死)

南海トラフ地震は、今後30年間で70～80%程度の確率で発生

■課題

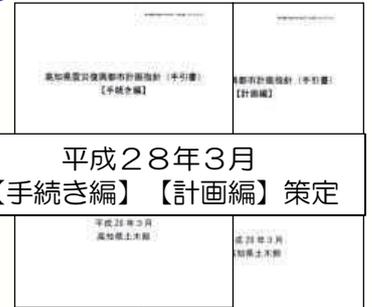
- 大震災発生後、
 - ・迅速に復興計画を作成
 - ・早期に復興計画を実現する体制

※行動手順の策定自治体 (予定含む)

栃木、東京、埼玉、神奈川、静岡、愛知、大阪、和歌山、山梨、三重、広島など

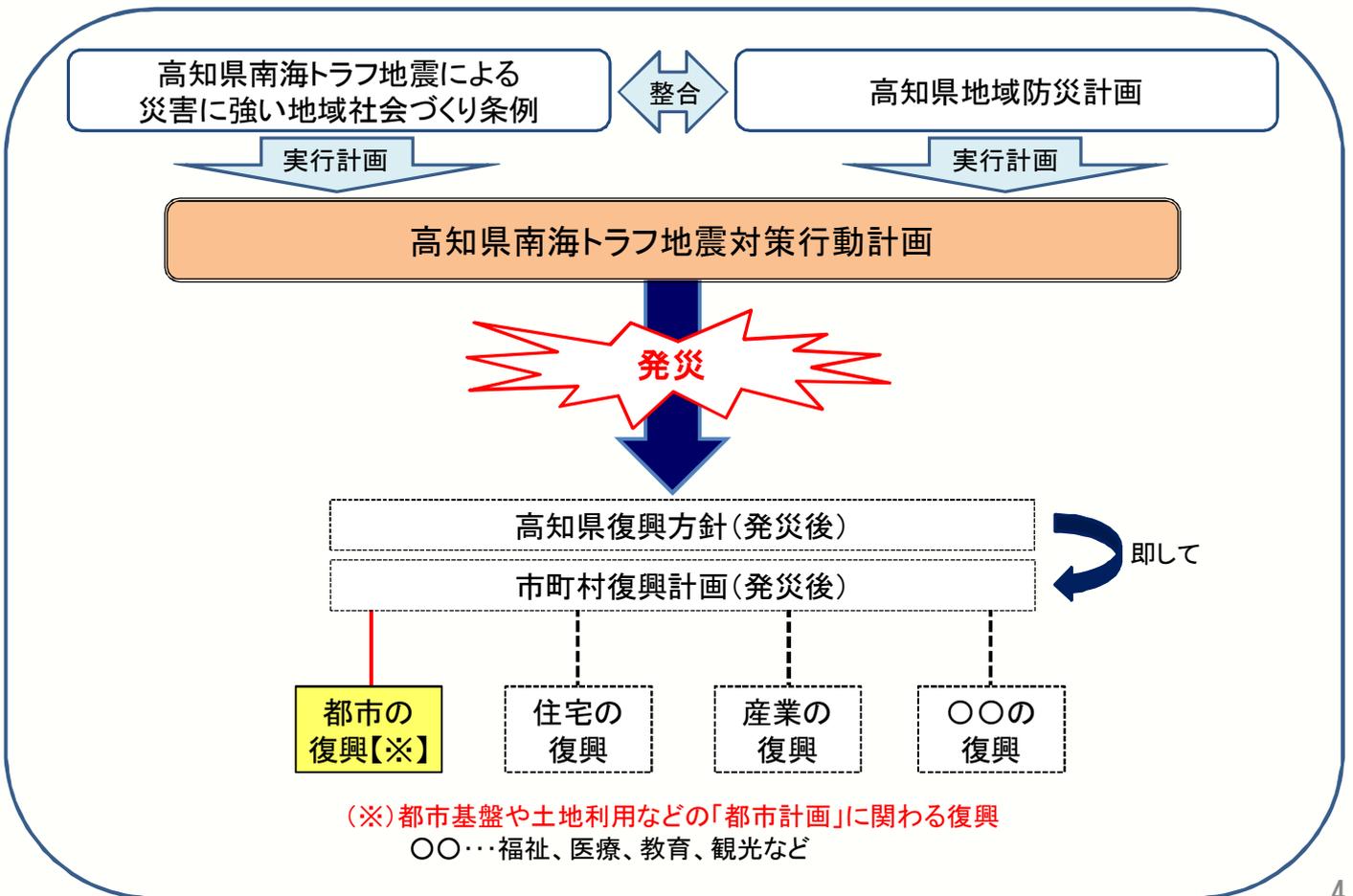
課題解決に向けて

具体的な事業メニュー、行動手順が必要

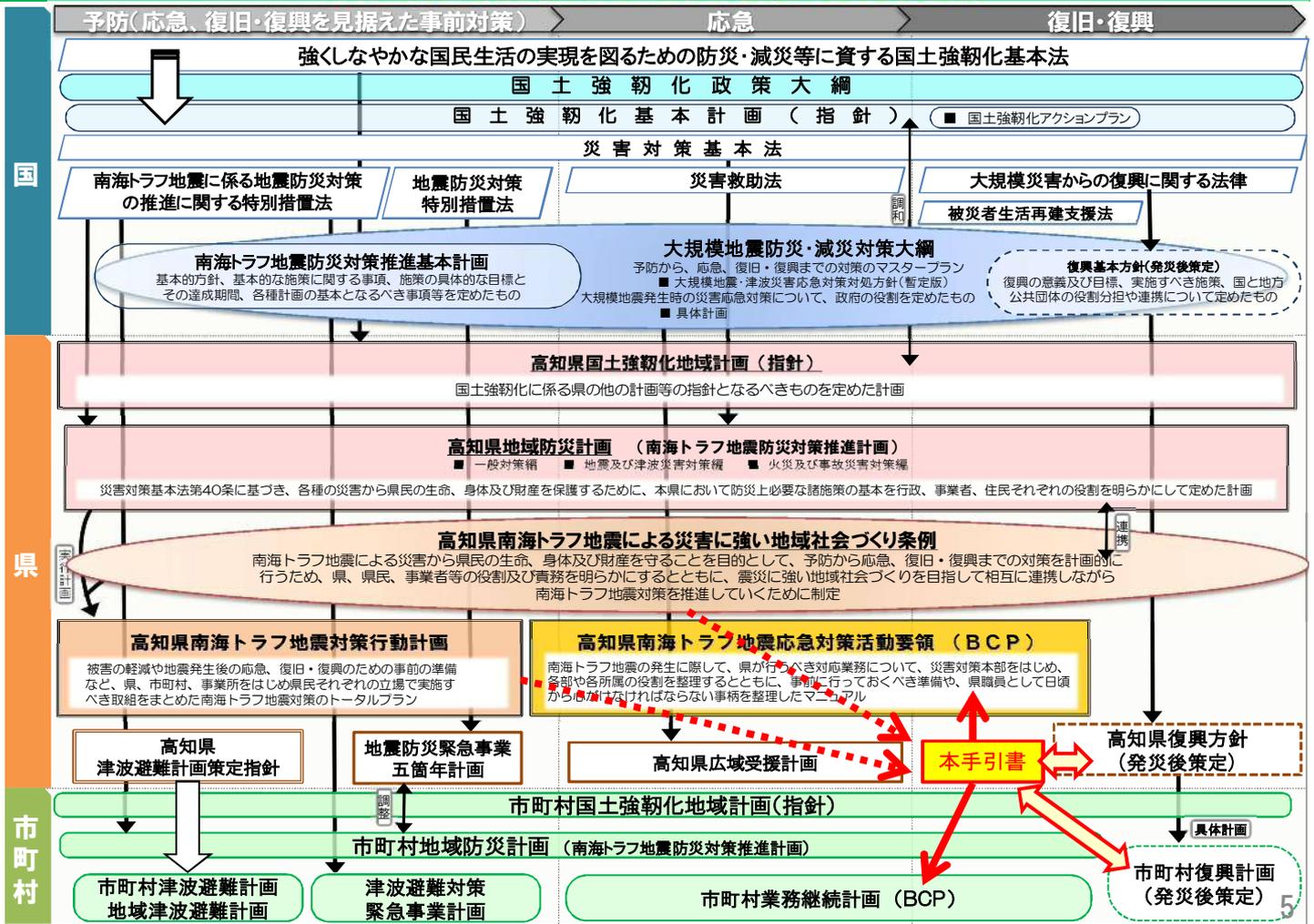


「高知県震災復興都市計画指針（手引書）」の策定

高知県震災復興都市計画指針（手引書）の策定

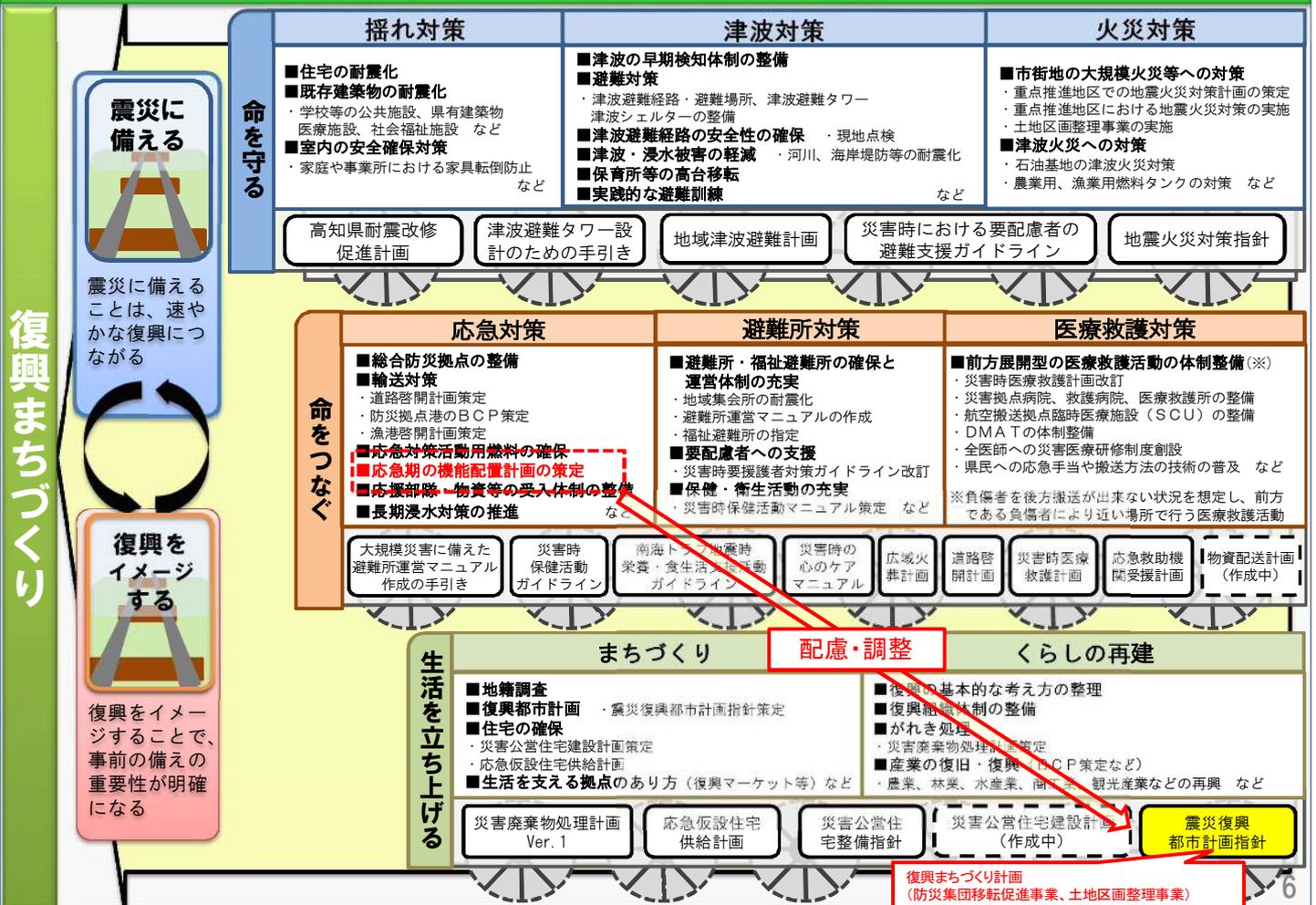


高知県の南海トラフ地震対策の計画体系



南海トラフ地震対策の全体イメージ

H28.3時点

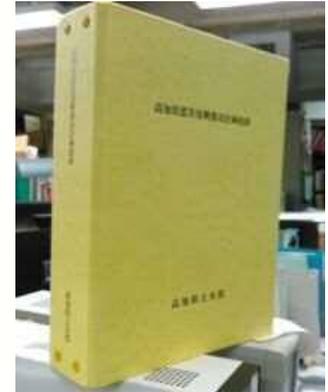


高知県震災復興都市計画指針（手引書）の概要

■目的

- ・南海トラフ地震等による大震災発生後、迅速に復興まちづくり事業を遂行
 - ⇒県・市町村職員連携による復興体制の強化
 - ⇒復興まちづくりを進める職員の対応力向上

発災後に活用する
行動マニュアル



■構成（手引書としてとりまとめ）

【手続き編】

被災調査から建築制限、都市計画決定等まで行動手順

【計画編】

地区の復興まちづくり計画の策定方法と事前の取組
（※高台移転を含む）

■これまでの経過

- ・平成26年度 指針（手引書）【手続き編】の策定
- ・平成27年度 指針（手引書）【計画編】の策定（全体訓練）
- ・平成28年度～「全体訓練」の実施（全市町村を対象）
「地区別訓練」の実施（毎年4市町、5年間で20市町実施予定）

⇒訓練結果による指針（手引書）の時点修正

7

県・市町村職員による的確かつ速やかな行動手順

南海トラフ地震等の大震災発生

●第1段階

（発生後1カ月以内）

- 市町村 被災建築物等の調査
- 市町村 復興地区区分の検討
- 県 都市復興基本方針策定・公表
- 県市町村 第一次建築制限区域

高知県復興方針

都市計画決定

●第2段階

（発生後2カ月以内）

- 市町村 都市復興基本計画（骨子案）
- 市町村 第二次建築制限区域策定・公表
- 市町村 災害危険区域（移転促進区域）の指定

●第3段階

（発生後6カ月目途）

- 県 都市復興基本計画策定・公表
- 市町村 地区の復興まちづくり計画の策定

市町村復興計画

●本格復興期間

（発生後概ね10年間）

復興都市計画事業（土地区画整理事業）の推進
防災集団移転促進事業の推進 など

8

【手続き編】震災復興都市計画の流れ（行動手順）

大震災発生後、被災情報等の収集
(市街地での著しい面的被害の発生)



復興事業により

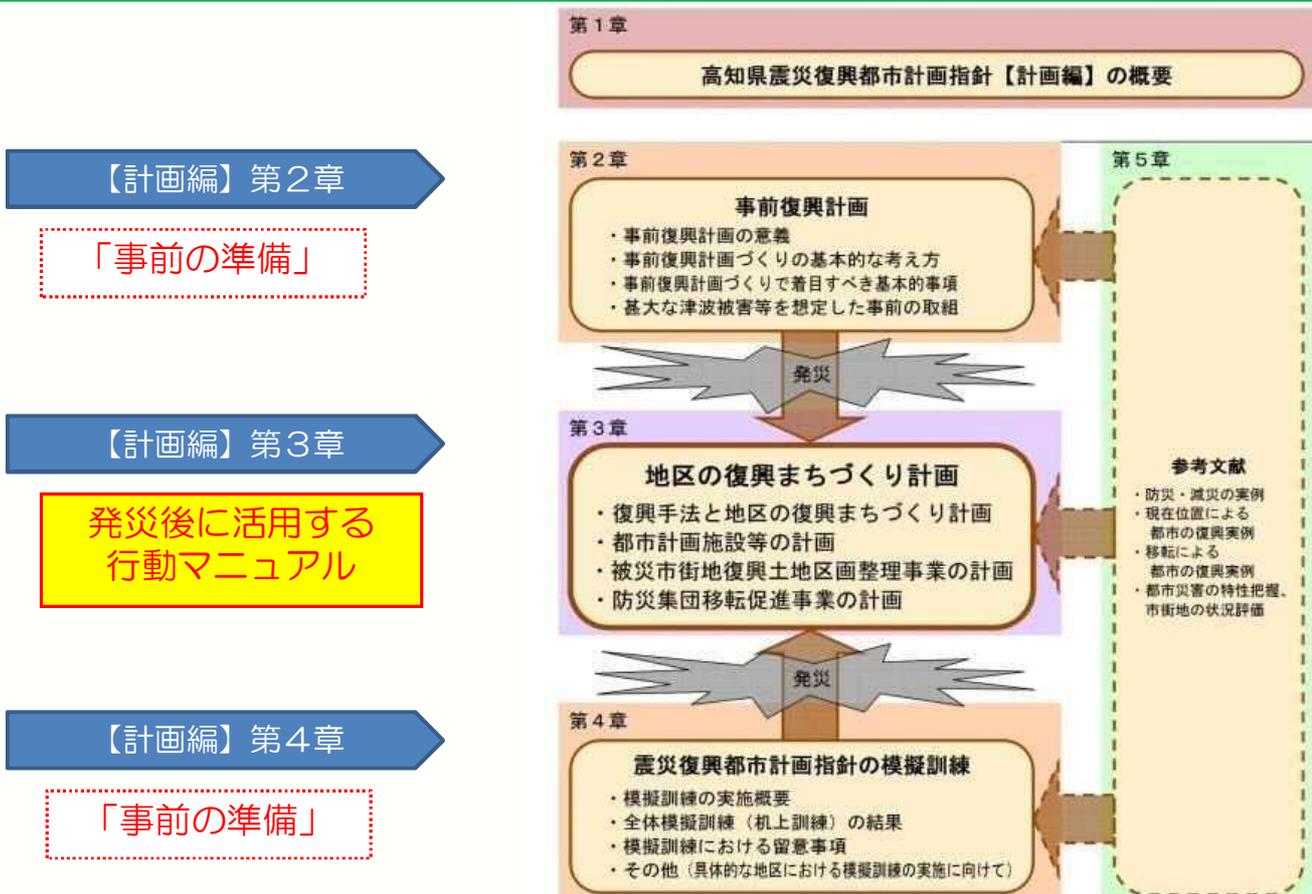
- 部分的な道路改良
- 都市施設の再建
- 地区計画の決定など

↓ ↓ ↓

建築制限は行わず、自主再建を促進

【手続き編】 P 8

【計画編】第1章 指針の概要



【計画編】地区の復興まちづくり計画の策定方法と事前の取組

【計画編】 第2章 事前復興計画

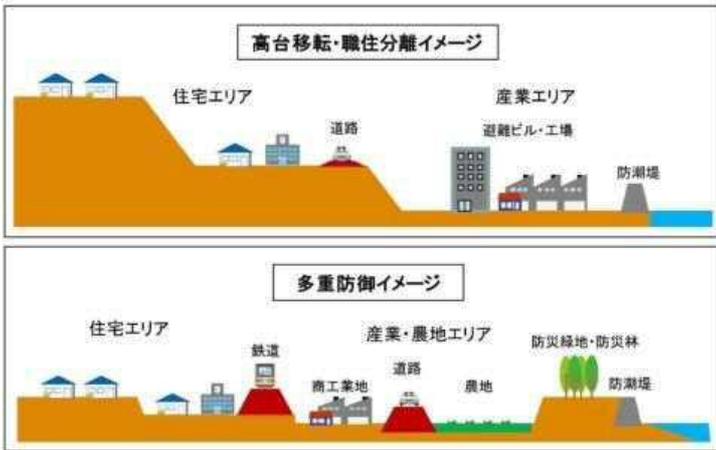
「事前復興」とは、
 平時から甚大な被害を想定し、迅速かつ円滑な復興まちづくりの検討を事前準備

「事前復興計画」とは、
 地域住民等との協働で、地域の目指すべき将来像や復興の基本方針等を平時のうちに
 まとめたもの

意義（必要性と効果）や基本的な考え方（着目すべき基本的事項）を整理

【避難や高台移転に関する考え方（宮城県）】

【津波防災の分類（岩手県）】



分類	回避型	分散型	抑制型
ねらい (巨大津波 に対して)	生命と財産を守る	生命を守り、財産の多く を保全する	生命を守り、財産の壊滅 的被害を防ぐ
イメージ	<p>宅地造成 高所移転 被災集落</p>	<p>再生市街地 分散 被災市街地 防災施設</p>	<p>再生市街地 抑制 被災市街地 防災施設</p>

甚大な津波被害等を想定した事前の取組も考慮

回避型：津波を回避するため、浸水しない安全な地域に移転する。
 分散型：防災施設等の配置により、津波エネルギーを分散して市街地を守る。
 抑制型：第一線の防災施設に加え、道路や鉄道などの嵩上げで津波エネルギーを抑制し
 壊滅的被害を防ぐ。

【計画編】 第3章 地区の復興まちづくり計画

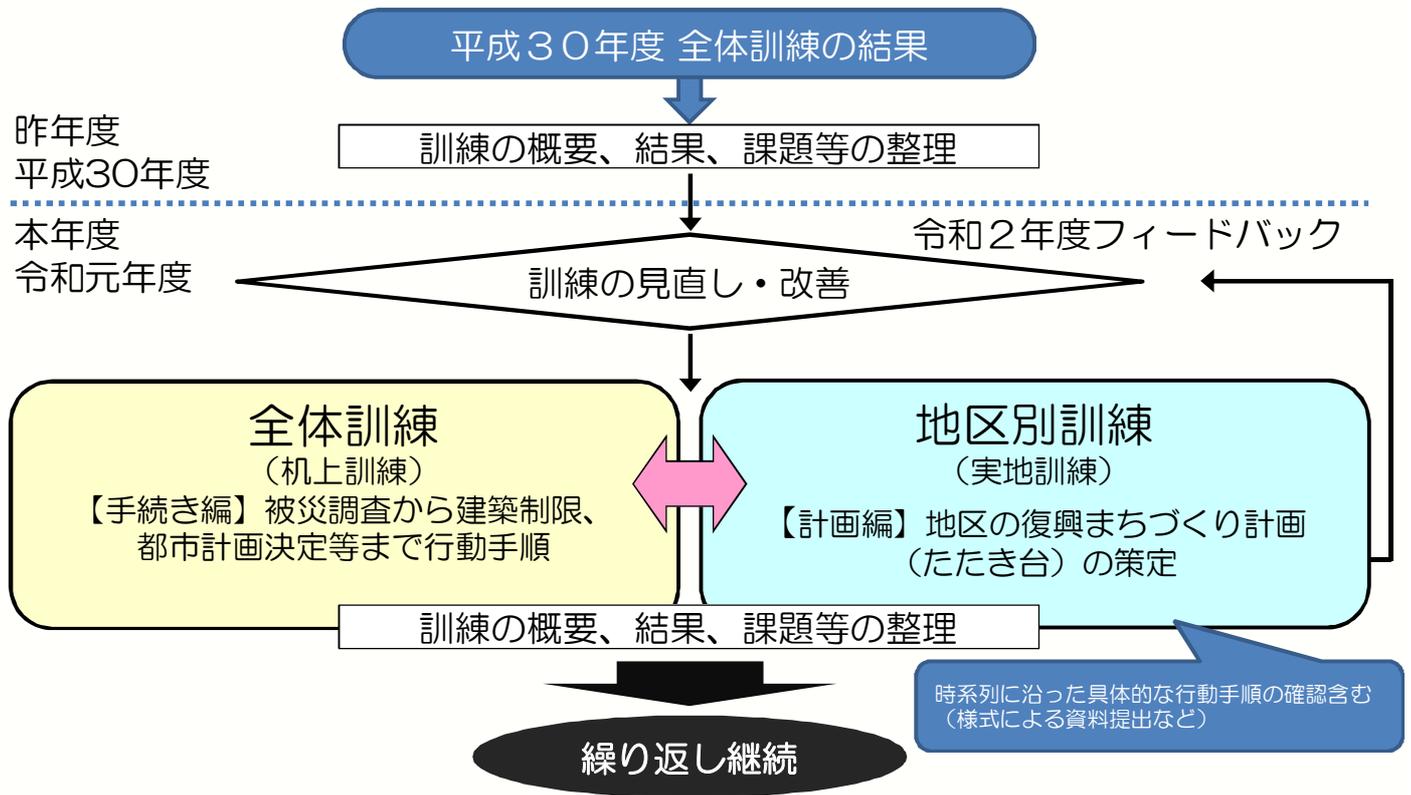
東日本大震災における主な復興まちづくり事業メニュー

都市計画に 関わる復興まちづくり	主な事業メニュー
市街地整備	被災市街地復興土地区画整理事業 都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業） 市街地再開発事業 住宅市街地総合整備事業 住宅地区改良事業
避難所等の整備	都市防災総合推進事業
津波復興拠点支援施設 等の整備	津波復興拠点整備事業 都市・地域交通戦略推進事業
道路施設の整備	道路事業
都市公園の整備	都市公園事業
住宅関連施設の整備	防災集団移転促進事業 がけ地近隣等危険住宅移転事業 優良建築物等整備事業



他事業との連携
を積極的に検討

震災復興まちづくり訓練(全体・地区別)の取組



- 県・市町村職員連携による復興体制の強化
- 復興まちづくりを進める職員の対応力向上
⇒ 訓練結果による指針(手引書)の時点修正(バージョンアップ)

高知県震災復興まちづくり 全体訓練

全体訓練について



全体訓練の目的

高知県震災復興都市計画指針（手引書）の目的

南海トラフ地震等による大震災発生後の迅速な都市の復興
 ⇒県・市町村職員連携による復興体制の強化
 ⇒復興まちづくりを進める職員の対応力向上



全体訓練の目的

仮想被害（モデル地区）に基づいて、
 指針【手続き編】「県・市町村職員行動手順」の理解
被災調査から建築制限、都市計画決定等まで行動手順



「事前の準備」の大切さを理解
 市町村業務継続計画（BCP）へ反映

15

東日本大震災における課題（事前の準備）

- 200以上の市町村が被災した巨大・広域災害
- 被災直後から震災関連業務に追われる（職員も被災者）
- 多くの被災住民が広域避難や転出

全国の避難者等の数
 約8万4千人（平成29年9月14日現在）

- ①復興まちづくりを進める地方自治体の職員不足
- ②被災住民との合意形成
- ③用地買収（境界確定・相続問題など）
- ④労働者と建設資材不足

復興まちづくりが長期化（平成29年6月末時点）
 ・民間住宅等用地 完了率86%（地区数）

復興まちづくりの合意形成が難航
 （復興事業が長期化）

南海トラフ地震対策の教訓
 として「事前の準備」が鍵

○ 公営住宅・まちづくり関係（被災者が安心して生活するために必要な住宅等の復旧・復興状況）

項目	進捗率	復旧・復興の状況	項目	進捗率	復旧・復興の状況
復興まちづくり （民間住宅等用地）	完了率 86%	完了 404地区 計画 464地区	復興まちづくり （防災集団移転促進事業）	完了率 91%	完了 312地区 計画 342地区
高台移転	完了率 100%	完了 1地区 計画 1地区	復興まちづくり （土地収用促進事業）	完了率 100%	完了 1地区 計画 1地区
防災集団移転促進事業	完了率 91%	完了 312地区 計画 342地区	復興まちづくり （防災集団移転促進事業）	完了率 91%	完了 312地区 計画 342地区

16

「全体訓練」のねらい（事前の準備）

平時における「事前の準備」（出来ることから）



- ・地区カルテ（密集市街地カルテ）や基盤整備状況の整理
- ・地籍調査による境界確定
- ・土地や建物の権利関係の整理
- ・罹災証明書の交付業務（住家の被害認定）の実施体制づくり
- ・説明会、都市計画審議会の開催場所、周知方法の想定
- ・災害危険区域の条例制定
- ・地区まちづくり協議会の組織化、事前復興計画づくり
- ・移転先の検討（埋蔵文化財発掘調査等）

- 第1フェーズ（発災後6時間まで）
～中心業務は「地震・津波から県民を守る」「火災から県民を守る」～
- 第2フェーズ（発災後72時間まで）
～中心業務は「人命を救う」～
- 第3フェーズ（発災後2週間まで）
～中心業務は「避難者の健康と生活を守る」～
- 第4フェーズ（発災後1か月まで）
～中心業務は「被災から復旧する」～

高知県南海トラフ地震応急対策活動要領（BCP）
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010101/katudouyouryou.html>

17

全体訓練の内容

南海トラフ地震（仮想被害）の大震災発生

訓練① 第一次建築制限区域（案）の作成

第一次建築制限とは、被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、建築基準法第84条に基づき、災害が発生した日から1か月以内の期間において、特定行政庁が区域を指定し、期間を限って、その区域内における建築物の建築の制限・禁止を行うものである。（延長の場合、最長で2カ月まで可能）

【手続き編】P9

訓練② 第二次建築制限区域（案）の作成

第二次建築制限とは、建築基準法第84条による第一次建築制限の期間が最長で発災後2カ月間と規定されていることから、被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るために、市街地開発事業の都市計画決定等が講じられるまで、被災市街地復興特別措置法第7条に基づき、必要最小限度（最長で発災後2年間）の建築行為等の制限を行うものである。

【手続き編】P45

訓練③ 地区の復興まちづくり計画（案）の作成

地区の復興まちづくりとは、地区別復興手法（P56）に基づき、第二次建築制限区域（現在位置による復興）または災害危険区域（移転による復興）を踏まえ、事業実施のための事業計画や法定手続きを迅速に進めるために必要となる事項を中心に示すものである。「地区の復興まちづくり計画」は、市町村が策定する「復興計画」の一部構成するものとなる。

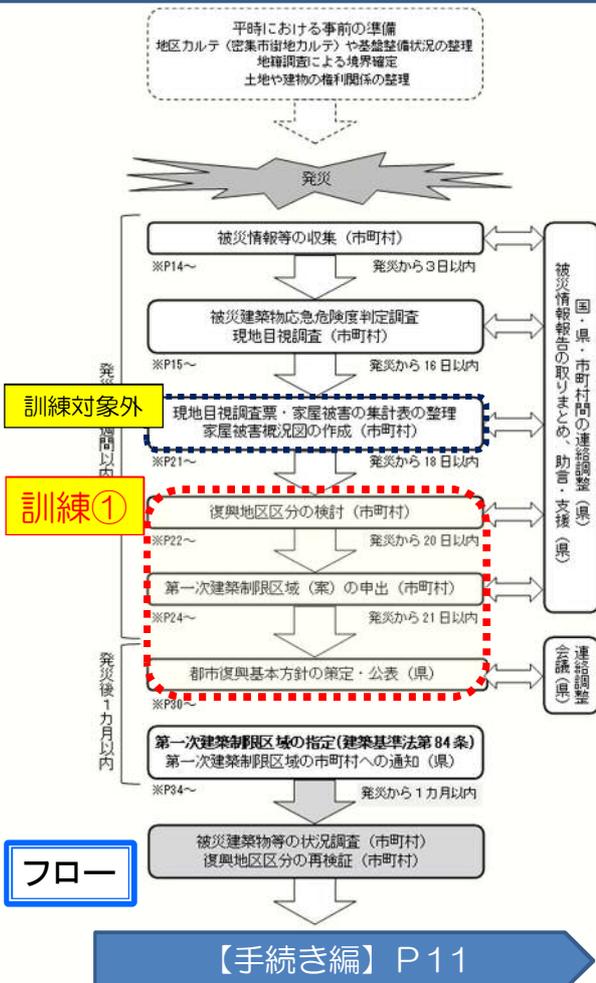
【手続き編】P89

18

訓練①

第一次建築制限区域（案）の作成

第一次建築制限（発災後1カ月以内）までの行動手順



県・市町村職員行動手順票(発災後1カ月以内)		市町村名		
発災日時 平成 年 月 日 () 時 分	名称	被災の概要		
<p>第一次建築制限 発災後1カ月以内に、建築基準法第84条に基づく建築行為等の制限、都市復興基本方針の公表を行う。</p> <p>関係部署 市町村都市計画部(建築指導係、防災係等含む) <small>国土・省関係部署：都市計画課、建設指導係、防災課など。</small></p> <p>準備すべき資料 <small>○都市計画部所管：○建築指導係資料、○防災係資料、○都市計画課資料、○都市計画課調査結果(都市構造の現状や課題)、○事前復興計画、○都市計画マスタープラン、○地域防災計画</small></p> <p>その他 市町村災害対策本部に、第一次建築制限に係る情報提供を行い、土地利用計画の担当部署や災害復興物産振興計画の担当部署との事前調整を図る。</p>				
【市町村】 業務区分	期	業務内容	指針のページ数	チェック欄
【市町村】 情報収集	1	発災後3日以内 災害対策本部等から被災情報等の収集	P9～14	開始日 終了日
【県・市町村】 報告・連絡	2	発災後7日以内 都市計画審議会委員の安全確認、 都市計画審議会の開催準備	P14	開始日 終了日
【市町村】 情報収集	3	発災後16日以内 被災建築物応急危険度判定調査、現地目視調査	P15～18	開始日 終了日
【市町村】 情報収集	4	発災後18日以内 現地目視調査票、家屋被害の集計表の整理、 家屋被害状況図の作成	P19～21	開始日 終了日
【市町村】 意思決定	5	発災後20日以内 復興地区区分の検討	P19、P22～23	開始日 終了日
【県・市町村】 意思決定、報告・連絡	6	発災後21日以内 第一次建築制限区域(案)の申出	P24～25	開始日 終了日
【県】 意思決定、報告・連絡	7	発災後1カ月以内 高知県復興都市計画審議会委員の設置	P29～130	開始日 終了日
【県】 意思決定、報告・連絡	8	発災後1カ月以内 都市復興基本方針の策定・公表 (高知復興方針の一併作成)	P30～33	開始日 終了日
【県】 意思決定	9	発災後1カ月以内 第一次建築制限区域の指定	P34～44	開始日 終了日
その他 応急仮設住宅供給計画との連携、調整を図る。				
業務に必要な機器(有線/無線)				
必要なら資源庁使用で足りない場合は代わりの調達(該当するものを全てにチェック)				
PC(業務用) 必要ならPCを確保(グループウェア/台帳管理) →クラウドへの接続(ネット)				
HDD(取り出し) →CD/DVD/ブルーレイディスク →USBメモリ (複製)				
プリンター →インク/トナー/紙 (複製)				
FAX (重要) →FAX用紙 (複製)				
FAX (重要) →FAX用紙 (複製)				
FAX (重要) →FAX用紙 (複製)				
FAX (重要) →FAX用紙 (複製)				
FAX (重要) →FAX用紙 (複製)				
FAX (重要) →FAX用紙 (複製)				
FAX (重要) →FAX用紙 (複製)				
FAX (重要) →FAX用紙 (複製)				

第一次建築制限

第二次建築制限

地区の復興まちづくり

行動手順票

■第一次建築制限とは

第一次建築制限とは、被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、建築基準法第84条により、災害が発生した日から1カ月以内の期間において、特定行政庁が区域を指定し、期間を限って、その区域内における建築物の建築の制限・禁止を行うものである。（延長の場合、最長で2カ月まで可能）

建築基準法
（被災市街地における建築制限）
第84条 特定行政庁は、市街地に災害のあつた場合において都市計画又は土地地区画整理法による土地地区画整理事業のため必要であると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。
2 特定行政庁は、更に一月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。

なお、第一次建築制限後は、災害が発生した日から2カ月以内に策定する復興計画（骨子案）に基づき、発生後最長2年の建築制限が可能となる被災市街地復興推進地域の都市計画決定（第二次建築制限）等へ移行する。（第3章参照）
また、特定行政庁である高知市は、第一次建築制限の実施にあたり、県と連絡調整を行った上で、区域の指定を行う。

建築基準法
（用語の定義）
第2条35号 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

建築基準法
（建築主事）
第4条 政令で指定する人口二十五万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。

【手続き編】 P9

②家屋被害概況図の作成

被災建築物応急危険度判定調査から整理された情報及び現地目視調査の結果を図面にプロットし、家屋被害概況図として取りまとめる。

市町村は、被災街区が隣接し概ね1ha（≒10,000㎡）以上の規模で連続する地区（市街地開発事業等の事業導入区域を考慮）を一団の被災地区とし、建築物被害数の集計、被害概況の区分を行い、家屋被害概況図として取りまとめる。
地区の大きさについては、復興まちづくりが、各地域の実情、被災状況、被災住民のニーズに即したものである必要があるため、街区（集落）単位でのまとまりを考慮した概ね1ha（≒10,000㎡）以上を目安とする。
家屋被害概況図には、地区毎に全壊（流失含む）又は全壊している割合とともに、大規模半壊・半壊の割合をはじめとした被災特性についても適宜記入する。

表2-1 被害の概況の区分

建物被害概況区分	判定標準の目安
大被害地区	一団の地区内の建物のうち全壊（流失含む）又は全壊している割合が概ね5割以上と思われる地区
中被害地区	一団の地区内の建物のうち全壊（流失含む）は全壊している割合が概ね5割未満～3割以上と思われる地区
小被害地区	上記以外



図2-2 家屋被害概況図の例

【手続き編】 P21

(2) 復興地区区分の検討 (P23; 表2-2, 表2-3参照)

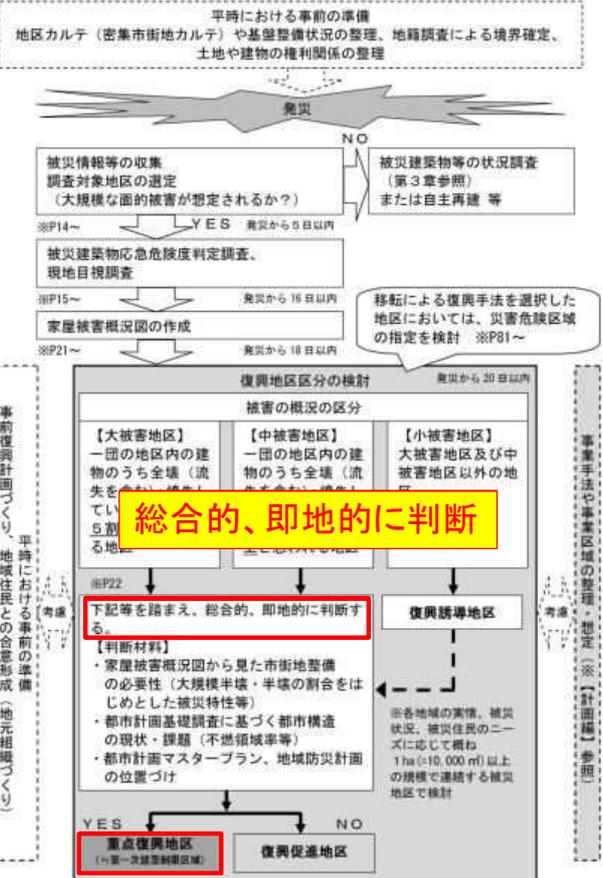


図2-1 復興地区区分の検討の流れ（基盤未整備地区又は津波による被災地区の場合）

【手続き編】 P19

表2-2 復興地区区分の基本的分類

	倒壊・延焼被害		津波による流失被害
	基盤整備済 ・市街地開発事業、住宅 市街地総合整備事業、開発許可による住宅開発事業等が実施済み ※	基盤未整備 ・左の以外の地区 ・幅員4m未満の細街路が存在する地区	基盤整備済 または基盤未整備
大被害地区	復興促進地区	重点復興地区	重点復興地区
中被害地区	復興誘導地区	重点復興地区または復興促進地区	重点復興地区または復興促進地区
小被害地区	復興誘導地区	復興誘導地区	復興誘導地区

※戦災復興土地地区画整理事業や旧法の土地地区画整理事業済み等の地区において、区画道路の整備等が基準と認められる地区は基盤未整備とするなど、地域の実情に即して総合的に判断すること。

表2-3 復興地区の定義

	地区の定義	復興の進め方
重点復興地区	・比較的広い範囲で面的に被災し、かつ、都市基盤整備等の技術的な対策が必要な地区で、重点的かつ緊急に復興まちづくりを行うことが適切と考えられる地区。 （建築基準法第84条の指定区域）	・都市計画事業等の復興事業の実施に向けた建築制限に移行し、被災住民との事業計画の合意形成を図る。
復興促進地区	・被害が散在し、かつある程度の面的被害も混在するなど、計画的に一体的な復興まちづくりを進めることが適切と考えられる地区。 ・基盤は整備済みであるが、被害が連担して発生しており、都市基盤において何らかの課題（延焼防止機能の不足等）を有する地区。	・各地域の実情、被災状況、被災住民のニーズに応じた復興対策の実施に向けた合意形成を図る。 ・復興事業により部分的な道路改良の実施や、都市施設の再建、地区計画の決定を行いながら、建築制限は行わず自主再建を促進する。
復興誘導地区	・被災が散在的にみられるが、自主再建等による復興を誘導することが適切と考えられる地区。	・自主再建を誘導する。 ・被害の原因、地区の課題等に応じて、良好な地区環境の整備の誘導等を図る。（用途地域見直しや地区計画の決定等）

【手続き編】 P23

■第二次建築制限[または災害危険区域による制限]とは

第二次建築制限とは、建築基準法第84条による第一次建築制限の期間が最長で発災後2カ月間と規定されていることから、被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るために、市街地開発事業の都市計画決定等が講じられるまで、被災市街地復興特別措置法第7条に基づき、必要最小限度（最長で発災後2年間）の建築行為等の制限を行うものである。

被災市街地復興特別措置法
(建築行為等の制限等)
第7条 被災市街地復興推進地域内において、第五条第二項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
二 非常災害（第五条第一項第一号の災害を含む。）のため必要な応急措置として行う行為
三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

また、第一次建築制限の区域のうち、主に津波等により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域については、建築基準法第39条による災害危険区域の指定や防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第2条による移転促進区域の設定を行うことも考えられる。

建築基準法
(災害危険区域)
第39条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。
2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

なお、建築制限の比較については、表2-5（P28参照）による。

【手続き編】 P45

iii) 復興地区区分の再検証

被災建築物等の状況調査で判明した被害状況等から、家屋被害概要図（P21参照）を更新するなど、復興地区区分（P23参照）を再検証する。

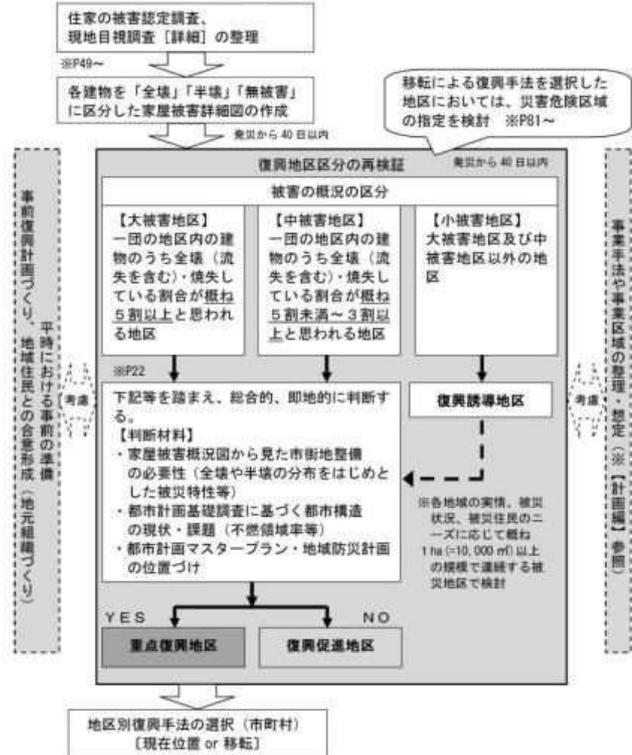


図3-2 復興地区区分の再検証の流れ（基盤整備地域又は津波による被災地区の場合）

再検証の結果、復興計画の作成に併せて地区の復興まちづくり計画の策定を行うこととなる。重点復興地区とした区域については、第二次建築制

【手続き編】 P56

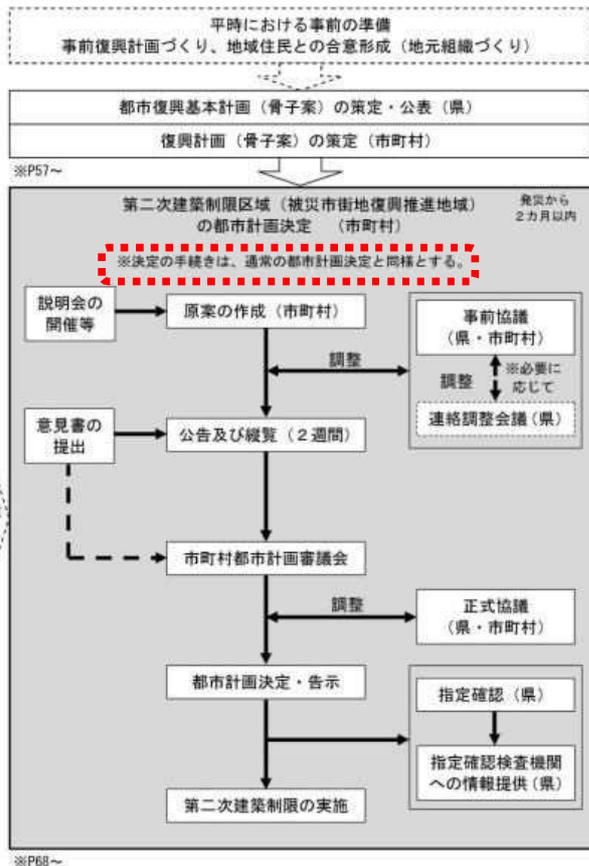


図3-4 被災市街地復興推進地域の都市計画決定手続きフロー

【手続き編】 P71

⑤書式例

被災市街地復興推進地域の都市計画決定手続きに関わる書式例を以下に示す。

i) 事前協議 書式

【様式7】事前協議 県一市・町

発災後40日以内（目標）

〒 番 号
平成 年 月 日

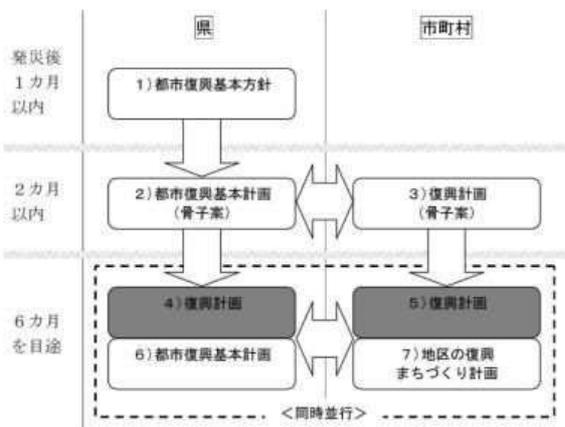
高知県知事 ○○ ○○ 様

○○市(町)長 ○○ ○○

被災市街地復興推進地域の都市計画決定について（事前協議）

このことについて、都市計画法第10条第3項の協議を行う予定であるが、都市計画決定事務を円滑に処理するため、あらかじめ県の意見を伺います。

【手続き編】 P77



名称	区分等	役割
1) 都市復興基本方針	県 ※P33	被災した住民が抱く復興に対する不安を解消し、被災地域の円滑かつ迅速な都市の復興【同時期に県は第一次建築制限区域を指定】
2) 都市復興基本計画(骨子案)	県 ※P60	市町村の復興計画の策定等を円滑にし、被災地の迅速な復興の推進【同時期に市町村は第二次建築制限区域の都市計画決定】
3) 復興計画(骨子案)	市町村 ※P63	建築制限に併せた都市の復興の目標、土地利用に関する基本方針等の明示【同時期に市町村は第二次建築制限区域の都市計画決定】
4) 復興計画	県 ※P57	復興全体に関するマスタープラン
5) 復興計画	市町村	復興全体に関するマスタープラン
6) 都市復興基本計画	県 ※P98	都市復興に関するマスタープラン【同時期に復興都市計画事業の都市計画決定】
7) 地区の復興まちづくり計画	市町村 ※P103	地区における生活や産業基盤等の復興計画【同時期に復興都市計画事業の都市計画決定】

図4-1 基本方針や基本計画等の関係

【手続き編】 P96

④地区の復興まちづくり計画の策定

市町村は、復興都市計画事業等の円滑な事業推進のために、地区における「都市の復興」の計画として、地区の復興まちづくり計画を策定する。

市町村は、事前復興計画等、発災以前に作成した計画を参考にして、地区のまちづくり協議会に対して、復興まちづくり計画（案）を提示する。復興まちづくり計画（案）をたたき台として協議会と市町村が協働で検討や調整を進め、取りまとめていくことを基本とする。

なお、被災住民との早期の合意形成に向けて、計画の取りまとめに際しては、まちづくりコンサルタント等の活用が望ましい。

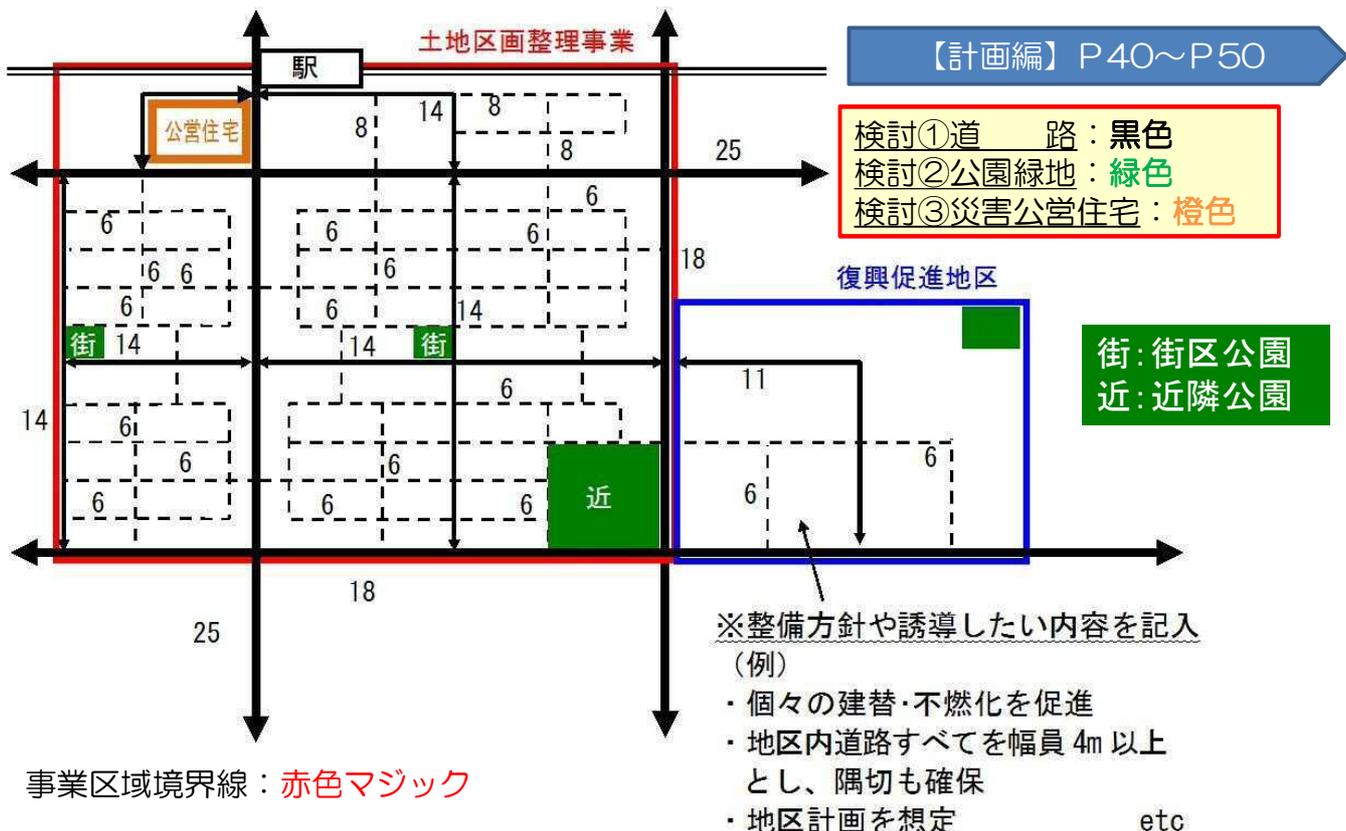
【〇〇市〇〇地区復興まちづくり計画の構成（例）】

〇〇市〇〇地区復興まちづくり計画 平成〇年〇月〇日

- 計画区域
被害の分布状況に基づき、既定計画や街区構成、地元組織（町会・自治会、協議会等）の区域等を踏まえて以下の内容を整理し、作成する。
a 位置 b 面積
- 地区の現況
(1) 被災前の状況の整理
a 既存データでの地区特性 b 既存計画でのまちづくり計画 c 用途地域
d 土地利用現況図 e その他（当該地区を特徴づけるもので復興に関係するもの）
f 統計データ（人口、世帯数等）g まちづくり活動の有無、活動内容等
(2) 被災状況の整理
家屋等被害状況調査の結果を活用する。
- 整備の目標及び方針
事前復興計画、都市計画マスタープラン等の計画を踏まえて、以下の内容を整理、作成する。
a まちの目標 b まちづくりの方針
- 骨格プラン
以下の内容を整理、作成する。
a 地区の拠点 b 地区の軸
- 分野別方針
都市計画及び導入事業を踏まえて、以下の内容を整理、作成する。
a 土地利用の方針 b 都市施設の整備方針 c 市街地復興の基本方針
- 事業手法
- 計画図

【手続き編】 P103

～都市施設の配置や着色のイメージ～

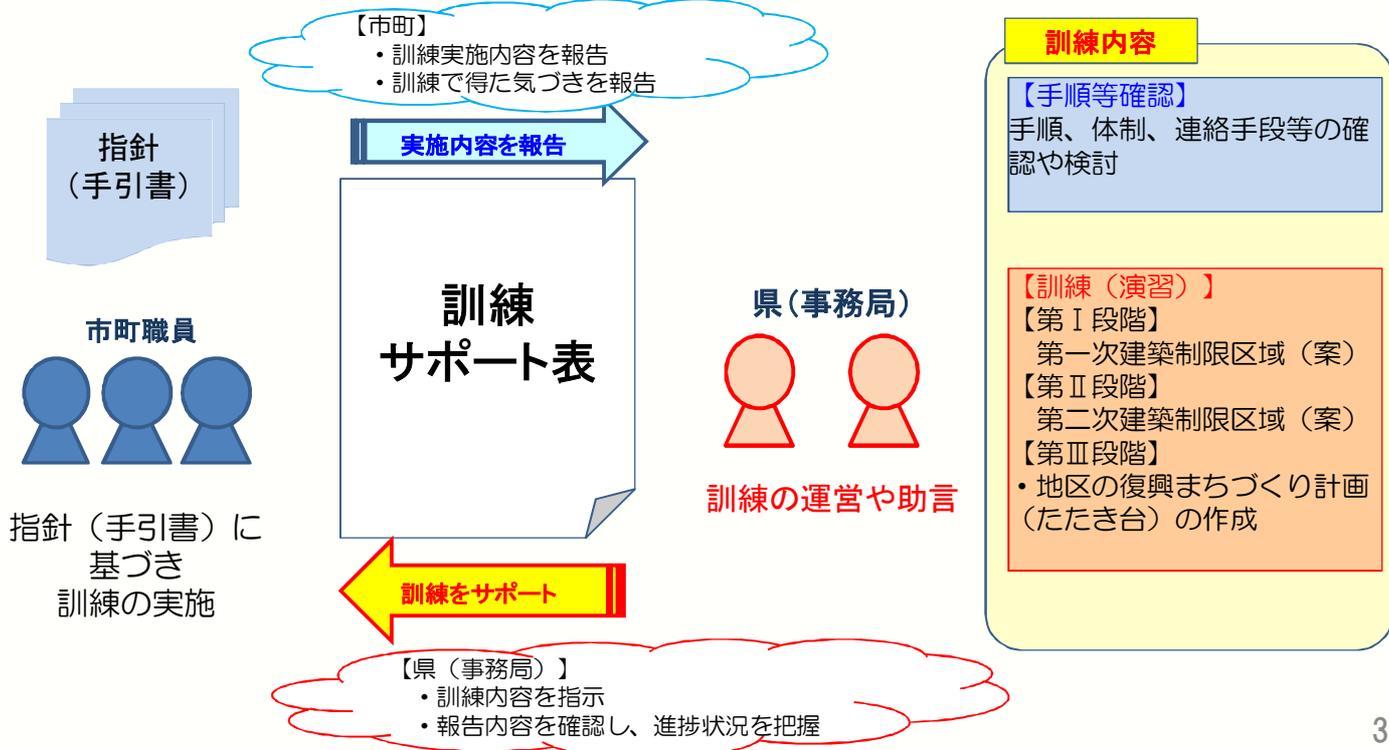


地区別訓練の進め方

訓練の進め方のポイント

訓練サポート表を用いて訓練を行います！

1. 指針(手引書)に基づき行動。
2. 訓練は手順等の確認と実際の作業を行う訓練(演習)の2パターン。
3. 訓練サポート表を通じて事務局(県)は訓練内容を指示。市町は実施内容を報告。
4. 事務局(県)は訓練サポート表により訓練の進捗状況を把握。必要に応じて助言。



地区別訓練の内容(現在位置の復興)

10月1日訓練開始：南海トラフ地震(仮想被害)の大震災発生

発災後1カ月以内

訓練① 第一次建築制限区域の作成
〈10月 第1週〉

被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、建築基準法第84条に基づき、期間を限って区域内における建築物の建築の制限・禁止を行う



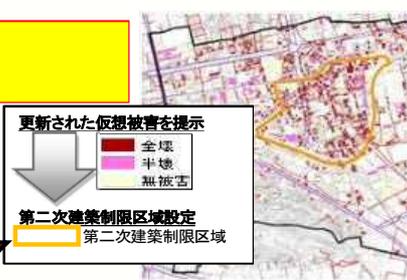
主なポイント

- 次の点などを踏まえて検討
- ・被害状況
 - ・都市基盤整備状況(鉄道、道路等)
 - ・地域特性(土地の用途、産業、人口等)

発災後2カ月以内

訓練② 第二次建築制限区域の作成
〈10月 第2週〉

被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るために、市街地開発事業の都市計画決定等が講じられるまで、必要最小限度(最長で発災後2年間)の建築行為等の制限を行う



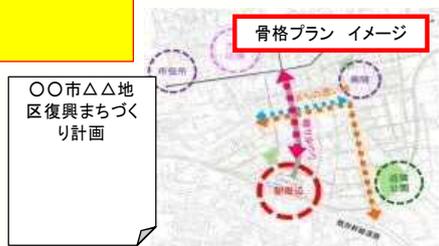
主なポイント

- 次の点などを踏まえて検討
- ・時間が経過し、詳細に判明した被害状況
 - ・都市基盤整備状況、地域特性
 - ・導入する事業

発災後6カ月以内

訓練③ 地区の復興まちづくり計画(たたき台)の作成
〈10月 第3、4週〉

地区別復興手法に基づき、第二次建築制限区域(現在位置による復興)または災害危険区域(移転による復興)に併せた復興の具体的な取組。市町村が策定する「復興計画」の一部を構成するもの



主なポイント

- 次の点などを踏まえ計画を策定
⇒まちづくりの骨格となるプラン等を作成
- ・地区の個性、被災特性
 - ・地域の課題(人口減、災害リスク等)
 - ・持続可能性

地区別訓練の内容（移転による復興）

10月1日訓練開始：南海トラフ地震（仮想被害）の大震災発生

発災後1カ月以内

訓練① 第一次建築制限区域の作成
〈10月 第1週〉

被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、建築基準法第84条に基づき、期間を限って区域内における建築物の建築の制限・禁止を行う



主なポイント

次の点などを踏まえて検討

- ・被害状況
- ・都市基盤整備状況（鉄道、道路等）
- ・地域特性（土地の用途、産業、人口等）

発災後2カ月以内

訓練② 第二次建築制限区域の作成
〈10月 第2週〉

津波等による危険の著しい区域について、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。区域指定が防災集団移転促進事業の国庫補助の要件。時限的な規制ではない



主なポイント

次の点などを踏まえて検討

- ・時間が経過し、詳細に判明した被害状況
- ・都市基盤整備状況、地域特性
- ・導入する事業
- ・移転対象とする区域

発災後6カ月以内

訓練③ 地区の復興まちづくり計画（たき台）の作成
〈10月 第3、4週〉

地区別復興手法に基づき、第二次建築制限区域（現在位置による復興）または災害危険区域（移転による復興）に併せた復興の具体的な取組。市町村が策定する「復興計画」の一部を構成するもの



主なポイント

次の点などを踏まえ計画を策定
⇒まちづくりの骨格となるプラン等を作成

- ・地区の個性、被災特性
- ・地域の課題（人口減、災害リスク等）
- ・持続可能性
- ・移転元の土地利用

高知県の防災キャラクター

たいさくくん

元気防災きっず
性格：少しあわてんぼう。

ヘルパちゃん

元気防災きっず
性格：やさしいが、少しおせっかい。

つなみまん

性格：じしんまんの手下。優柔不断で一旦怒ると手がつけられない。

ゆうどうくん

トラフ博士の助手
性格：責任感は強いが、ただいま勉強中。走りには自信あり。

トラフ博士

性格：国立K大学名誉教授。地震の権威で物知り博士。昭和南海地震で、死にかけた経験をもつ。

じしんまん

とにかく、人を困らせることが趣味のいやなやつ。普段は地下の秘密基地で、筋トレに励む。時々、力試しのため、地震を起こす。